

# 相談センターニュース

## 1 相談の現場から ～ 知っておきたい あんなこと こんなこと



今回は会社の登記に関する相談だよ！会社を設立してから初めて新しい事業を追加することになったけれど、どのような手続きをすればいいんだろう？早速見てみよう！

- Q 私は今から30年前に父と有限会社を設立し、10年前に社長だった父が死亡してからは当会社の社長をしています。  
この度、事業を拡大し、銀行から融資を受けることになりましたが、銀行から当会社の目的変更登記をするよう言われました。また、目的変更後の登記事項証明書と定款（ていかん）を提出するよう求められました。  
どのような手続きをすればよいのでしょうか。

- A 株主総会を開催し、目的変更の決議を行います。その後、登記手続に必要な書類を作成して、法務局へ目的変更の登記申請を行います。  
また、目的変更後の定款を作成する必要があります。

### <解説>

#### 1 有限会社とは

有限会社は、過去に設立が認められていた会社形態の1つです。平成18年5月1日の会社法施行により、根拠法であった有限会社法が廃止され、それ以降、新たに有限会社を設立することはできなくなりました。

会社法施行の際に存在していた有限会社は株式会社とみなされており、従来の有限会社に類似した経過措置、特則が適用されています。株式会社と比べて役員の任期に関する法定の制限がなく、決算の公告義務もない、という違いがあります。

#### 2 定款と会社の「目的」とは

定款とは、会社の組織や運営について根本的な内容をまとめたものです。会社が行う事業である「目的」も定款の必要的な記載事項です。

会社は、定款に「目的」として定めた事業を行うことができます。そのため、今回のように新しい事業を追加する場合は、定款の「目的」の変更をしなければなりません。

#### 3 定款を変更するには

定款の記載事項を変更するには株主総会の決議が必要です。会社の「目的」は定款の記載事項ですので、その変更には株主総会の決議が必要です。

現在は有限会社を設立することはできないから、社名に有限会社が付く会社は10年以上の歴史のある会社ってことだね！



#### 4 登記申請

株主総会の承認が得られたら、登記の申請書、株主総会議事録、株主リスト等、登記申請に必要な書類を作成し、会社の本店所在地を管轄する法務局へ登記を申請します。終了後、法務局で登記事項証明書を取得し、申請のとおり目的が変更されているか確認した上で銀行に提出しましょう。

#### 5 定款の書き換え作業

株主総会の決議をして定款の内容を変更して登記を終えたとしても、変更後の目的に書き換わった定款が自動的に作成される訳ではなく、変更後の定款を発行してくれる公的機関がある訳でもありません。

目的変更後の定款は貴社で作成し、銀行に提出する必要があります。

その方法として、定款を貴社のパソコン等にデータとして保存し、内容に変更があるたびにそのデータを書き換えていく方法をお勧めします。この方法であれば、常に最新の定款の内容を確認できますし、変更時の修正も容易です。

現在、貴社の定款内容がすぐに把握できない状態であれば、速やかに上記のような保管の措置を講じるべきです。

#### 6 まとめ

司法書士にご相談頂ければ、登記手続きに必要な書類の作成から申請手続きまで、一連の手続きを行うことができますので、是非ご相談下さい。

定款を会社に備え置くことは会社法で定められた義務だから、しっかり守ろうね！



登記といえば司法書士！

### 司法書士総合相談センターしずおか 常設相談のご案内（相談は無料です）

こんな内容で困っている方

- 相続した不動産の名義を変更したい
- 借金がいっぱいでもうしたらいいのかわからない
- 親族が認知症で困っている
- 新しく会社を設立したい
- 敷金・賃料トラブルで困ってる
- 相続問題はもうしたらいいのかわからない
- お金のトラブルで困っている
- ・・・など

そんな時は、迷わずご相談ください！ 電話や面談で対応します！

【電話相談】…予約は **不要** です

- ・月曜日～金曜日の14時～17時  
※火曜日は成年後見に関する専門の相談員が担当しています
- ・電話相談は ☎ 054-289-3704

※他の相談者の関係から、相談時間は一人30分程度となりますので、ご了承ください。

【面談相談】…予約が **必要** です

- ・ご予約は ☎ 054-289-3700
- ・面談会場は

面談相談は令和3年4月1日より再開します。

- 〈静岡会場〉 静岡県司法書士会館 …毎週（火・金）14時～17時
- 〈浜松会場〉 浜松市勤労会館Uホール …毎週（木）14時～17時
- 〈三島会場〉 三島商工会議所 …毎週（火）14時～17時
- 〈下田会場〉 下田市民文化会館 …毎月第3（金）13時～16時
- 〈細江会場〉 浜松市北区役所 …毎月第1（水）13時～16時
- 〈天竜会場〉 浜松市天竜区役所 …毎月第1（水）13時～16時

※他の相談者の関係から、相談時間は一人30分程度となりますので、ご了承ください。